

〔 4 〕 公害関係申請・苦情

4-1 指定事業所

神奈川県生活環境の保全等に関する条例は、平成9年10月17日に公布、平成10年4月1日から施行され、公害を生じさせるおそれのある作業（指定作業）を行う工場・事業所を指定事業所と規定し、その新設や施設等の変更に際しては、事前に県知事の許可を受けることとしています。

指定事業所に関する申請及び届出状況（令和3年度受付分）

申請または届出の種類	根拠条文	受付件数
指定事業所の設置許可	3条1項	1
指定事業所の設置工事完了の届出	7条	0
指定事業所に係る事項の変更の許可等	8条1項～3項	0
指定事業所に係る事項の変更の届出	10条	0
地位の継承の届出	11条3項	0
指定事業所の廃止等の届出	12条	0
既に設置している指定事業所の届出（現況届）	15条2項	0
環境管理事業所の認定	18条1項	0
環境配慮推進事業所の登録	19条の2 1項	0
環境管理事業所に係る事項の変更の届出等	21条1、2項	0
化学物質の自主的な管理の状況の報告等	42条の3 1、2項	1
周辺環境配慮計画書	99条2、4項	0
周辺環境配慮報告書	100条	0
周辺環境配慮報告書の変更届	101条	0
指定事業所数（令和4年3月31日現在）		26

※条例の見直し規定に基づく改正経過

- ・平成23年（平成23年7月22日公布 平成24年10月1日施行）
- ・令和2年（令和2年3月31日公布 令和2年10月1日施行）
- ・令和3年（令和3年3月30日公布 令和3年10月1日施行）

4-2 苦情件数

令和3年度に町へ寄せられた公害苦情の件数は20件でした。主な発生原因は大気汚染（野焼き）及び悪臭被害によるもので半数以上を占めています。しかし、これら苦情の多くは、個人の感覚によるものが含まれていることから、法律や条例で規制することが難しく、長期化する傾向にあります。

区分 年度	大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	そ の 他	計
平成18年度	10	3	10	0	6	0	29
平成19年度	10	2	7	0	3	0	22
平成20年度	9	1	2	1	0	0	13
平成21年度	5	0	2	0	1	0	8
平成22年度	8	0	5	0	1	0	14
平成23年度	8	0	2	0	4	0	14
平成24年度	16	1	7	0	6	1	31
平成25年度	10	1	5	1	9	0	26
平成26年度	12	2	7	1	2	0	24
平成27年度	2	1	9	0	4	0	16
平成28年度	7	0	6	2	0	0	15
平成29年度	4	0	4	0	2	0	10
平成30年度	9	0	3	1	7	0	20
令和元年度	7	3	1	0	0	0	11
令和2年度	10	0	6	1	3	0	20
令和3年度	7	3	3	0	7	0	20

※平成24年度のその他は光害。

公害苦情理由

大 気 . . . 野焼きによる煙・ばいじん等

水 質 . . . 河川の汚濁・魚類のへい死等

騒 音 . . . 事業所作業・建築工事・犬の鳴き声等

振 動 . . . 建築工事・工業・事業所・道路等

悪 臭 . . . 事業所作業・浄化槽の臭い等

その他 . . . 光害等

廃棄物の野焼き（野外焼却）は、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2）で原則禁止されています。